

令和4年度 健全化判断比率、資金不足比率の公表について

当該年度決算に基づき、健全化判断比率と資金不足比率を算定しましたのでお知らせします。

【健全化判断比率の状況】

区分	健全化判断比率		早期健全化 基 準	財政再生 基 準	摘要
	4年度	3年度			
実質赤字比率	—	—	15.0%	20.0%	健全段階にある
連結実質赤字比率	—	—	20.0%	40.0%	健全段階にある
実質公債費比率	9.5%	9.5%	25.0%	35.0%	健全段階にある
将来負担比率	17.4%	27.2%	350.0%		健全段階にある

【資金不足比率の状況】

区分	資金不足比率		経営健全化 基 準	摘要
	4年度	3年度		
水道事業会計	—	—	20.0%	資金不足が発生していない
病院事業会計	—	—		
公共下水道事業会計	—	—		

■ 健全化判断比率、資金不足比率とは

地方公共団体の財政状況を数値で示したものが健全化判断比率で、公営企業の資金収支の状況を数値で示したものが資金不足比率です。

この比率は、平成19年に制定された「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づき、全地方公共団体が毎年の決算をもとに算定し、監査委員の審査を経て議会に報告するとともに、公表することが義務づけられています。（今回お知らせする内容は、9月開催の第3回町議会定例会で報告しています。）

■ 健全化判断比率の示す内容

- ・実質赤字比率 / 標準財政規模に占める一般会計の赤字額の割合
- ・連結実質赤字比率 / 標準財政規模に占める特別会計を含めた赤字額の割合
- ・実質公債費比率 / 標準財政規模に占める一般会計が負担する公債費（特別会計や一部事務組合の公債費に充てるために負担した額を含む）の割合
- ・将来負担比率 / 標準財政規模に対する一般会計が将来負担すべき債務の額の割合

※ 標準財政規模とは、通常の状態では収入されるであろう標準的な一般財源（用途の特定されない収入）の規模を言います。

毎年度の決算に基づき算定される健全化判断比率が早期健全化基準を超えた場合は財政健全化計画を、財政再生基準を超えた場合は財政再生計画を策定し、国の関与のもとで財政運営の健全化に取り組むこととなっています。

本町の当該年度の算定結果をみると、4比率ともに健全段階に区分されます。

実質赤字比率、連結実質赤字比率については、すべての会計で赤字（資金不足）が発生していないため算定されません。

本町の実質公債費比率と将来負担比率は、公共施設の整備のために発行した地方債残高と毎年の償還額が多いため、道内市町村の中では比較的高い水準にありますが、行財政改革の取組みにより、着実に低下しています。

■ 資金不足比率の示す内容

- ・各公営企業会計の事業規模に対する当該公営企業の資金不足額（赤字額）の割合

資金不足比率が経営健全化基準を超えた場合は、経営健全化計画を策定し、経営の健全化に取り組むこととなりますが、公営企業の資金不足額が大きい場合は、連結実質赤字比率に反映されることから、健全化判断比率でいうところの「財政再生基準」に相当する基準は定められていません。

■ 法律に基づく公表等の意義

健全化判断比率、資金不足比率の公表が法律により義務づけられたのは、地方公共団体の行財政運営が、住民の理解と協力のもとに成り立っているからであり、財政の健全度を数値化することで他の地方公共団体との比較が容易になり、理解をいっそう深めていただくという狙いがあります。

都道府県や他市町村の状況は、速報値が10月上旬、確報値が11月下旬頃に総務省や北海道庁のホームページからご覧いただけます。

また、比率の算定の基礎となった当該年度決算の状況等については、広報「たいき」によりお知らせしています。

(総務課財政係)